

(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定の方針と今後のスケジュール

令和2年8月
地域づくり応援課

1. 趣旨

社会情勢が大きく変化し、生活様式や価値観の多様化により、地域コミュニティの希薄化、地域力の低下が危惧される状況になり、地域課題に対し個別の取組みでは解決ができなくなってきています。また、これまでの活動の枠組みでは、役員の担い手不足により、地域活動を維持していくことが困難になってきていることから、より効果的、効率的な地域活動に取り組むには地域づくり協議会の活動の充実が必要になります。誰もが、安全で安心して暮らせる磐田市を目指して、持続可能な地域づくり活動に取り組めるよう本条例を制定します。

2. 方法

- (仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会 (以下「委員会」という。) で条例案の検討を行うとともに、安全で安心な地域を実現するための、持続可能な地域づくり活動に向けての意見交換を行う。
 - ・ 磐田市協働のまちづくり推進条例 (平成 21 年 3 月 23 日条例第 2 号) を改正する。
 - ・ 条例の趣旨を広く周知するために、条例解説書案の検討を行う。
- 議員勉強会やパブリックコメント等を通じて内容の周知や意見を聞く。

3. (仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例に規定する主な内容

- 協働のまちづくりの基本理念
- 自治会、市民活動団体、地域づくり協議会の定義、役割
- 市の施策

4. 委員会と内容

- 第 1 回 令和 2 年 8 月 25 日 (火)・・・委員委嘱、現状説明、策定方針
- 第 2 回 令和 2 年 10 月 28 日 (水)・・・条例素案の検討、条例解説書案の検討
- 第 3 回 令和 3 年 2 月・・・条例案のまとめ、パブリックコメントの準備、
条例解説書案の検討
- 第 4 回 令和 3 年 7 月・・・パブリックコメントの結果、条例案への反映
条例解説書案の検討
- 第 5 回 令和 3 年 10 月・・・条例案の完成、条例解説書案の検討